

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を 証する明細書</p> <p>この明細書は、その取得し、又は新築した共同家屋につき平成16年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第14条第1項の規定の適用を受ける場合に、平成16年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第7条第4項に規定する各独立部分の賃貸が、同条第4項第3号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書は、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) この明細書は、共同家屋1棟ごとに別行で記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その共同家屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、公募の対象とした独立部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>(5) 「⑥」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の対象地域を、例えば、「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を書くとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、賃借人の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「平成〇年〇月〇日〇〇の立合いによる公開抽選」などのように具体的に記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄には、共同家屋に管理人用の住居として使用する独立部分がある場合には、その独立部分に入居する者の募集方法又は選定方法について記載します。</p> <p>(9) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1回の公募で公募を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が欠けた場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第14条（この制度は平成16年3月31日をもって廃止されました。）</p>	<p style="text-align: center;">優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を 証する明細書</p> <p>この明細書は、その取得し、又は新築した共同家屋につき租税特別措置法第14条第1項の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第7条第4項に規定する各独立部分の賃貸が、同上第4項第3号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書は、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) この明細書は、共同家屋1棟ごとに別行で記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その共同家屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、公募の対象とした独立部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>(5) 「⑥」欄には、その独立部分の賃貸につき行った公募の対象地域を、例えば、「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を書くとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、賃借人の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「平成〇年〇月〇日〇〇の立合いによる公開抽選」などのように具体的に記載します。</p> <p>(8) 「⑩」欄には、共同家屋に管理人用の住居として使用する独立部分がある場合には、その独立部分に入居する者の募集方法又は選定方法について記載します。</p> <p>(9) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1回の公募で公募を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が欠けた場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第14条、措令第7条</p>